

質問第一一三号

申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年六月十五日

古賀之士

参議院議長 山東昭子 殿

申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問主意書

法人税の申告期限は決算日の二か月後となっているが、定款で定める等の方法によって三か月後まで延長できることとなっている。しかし、納税期限までは延長されないため、申告期限を延長した会社の多くは見込み納税を行っていると聞いている。この点について質問する。

申告期限の延長に伴って納税期限も延長すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。